児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の 死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安、負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑、困難なケースも増加している。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、全ての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定した。

よって、政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項について速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート(家庭訪問型子育て支援)事業を全ての自治体で実施できるようにすること。
- 2 児童相談所全国共通ダイヤル「189」のさらなる周知を図るとともに、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
- 3 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等を初め職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士の活用等を積極的に図ること。
- 4 学校や医療機関、警察等の関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童 相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童 相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図 るとともに、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築 すること。
- 5 一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里 親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整 えること。
- 6 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援を受けられるようにするとと もに、施設退所後や里親委託後の児童等に対し、きめ細やかなアフターケア事業を全国 で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 18 日

釧路市議会

内閣総理大臣 総務 大臣 法務 大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 国家公安委員会委員長